

みどりが丘公園使用墓地の原状回復工事（返還工事）について

1 原状回復工事とは

- ・原状回復工事・・・「原状回復工事」は使用許可時の状態に戻す工事です。
- ・使用者が工事者に渡す「原状回復工事施行指示書」（別紙参照）に記載してある注意事項や条件を順守してください。

2 返還工事における確認事項

名古屋市が設置したもの以外の全ての工作物、残留物は撤去してください。

特に地中にある基礎部分も例外なく撤去、最低30cm以上を掘り下げて残留物がないか確認してください。

- ・**1.08㎡・1.92㎡**区画は全体を最低30cm以上掘り下げて、市が設置したもの以外を完全に撤去してください。
- ・**3.00㎡**以上の区画の工作物は、区画内側を縁石天端より30cm以上「口の字」に掘り、囲障又はそれと見なされる工作物の残留物がないか確認してください。
中央周辺の墓碑等の基礎やカロートなども完全に撤去してください。
- ・廃棄物は持ち帰り、決して園内又は周辺に投棄することの無いようにお願いします。
- ・木塔などの仮墓標撤去の際、仮のカロートの「桟」が出てきた場合、それも処分してください。
- ・原状回復工事施工期間の最終日までに、原状回復工事施行指示書にあるように写真と工事承認標を添えて完了したことを申し出てください。

名古屋市みどりが丘公園事務所
電話 (052)876-9877